

海の京都ロゴマーク：VI マニュアル / ダイジェスト版

「海の京都ロゴマーク」は海の京都ブランドを象徴する重要な視覚エレメントです。ブランドイメージを統一して正しく表現するために、使用にあたっては以下の使用規定を遵守して下さい。

海の京都ロゴマークの組み合わせ

シンボルマークとロゴタイプを組み合わせたものを「海の京都ロゴマーク」と呼びます。

- ・シンボルマーク
- ・ロゴタイプ



- ロゴマークには「横組」と「縦組」があるが、通常は「縦組」を使用する。
- 「横組」は、スペースに制限があり「縦組」では視覚効果が著しく劣る場合に限り使用できる。
- 象徴的に扱う場合、シンボルマークを単独で使用することもできる。
- シンボルマークやロゴタイプの形状を変形してはいけない。

指定色と表示色

海の京都ロゴマークやシンボルマークの表示には、表現の一貫性を確保するために、指定色の使用を基本とします。

- 表示色は通常、指定色のいずれかを使用する。
- 単色印刷（モノクロなど）の場合は、印刷色（濃度 100%）で表示することを認める。
- ただし印刷色や背景色の制限によって、ロゴマークとしての視認性が十分に保てない場合は、ロゴマークを白色とし、リバーシ白抜き表現を使用できる。

リバーシ白抜き表示
※背景色は、漆黒、瑠璃を推奨。



※1 スコッチカルは 3M 社の登録商標です。



一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社
(通称:海の京都DMO)

■ 使用申請様式のダウンロード

<http://www.uminokyoto.jp/logo/>
(海の京都DMOホームページ)

■ 使用に関する問い合わせ先

一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社 (通称:海の京都DMO)
〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226 京丹後市大宮庁舎内

TEL: 0772-68-5055 / FAX: 0772-68-5056

アイソレーション／最小値

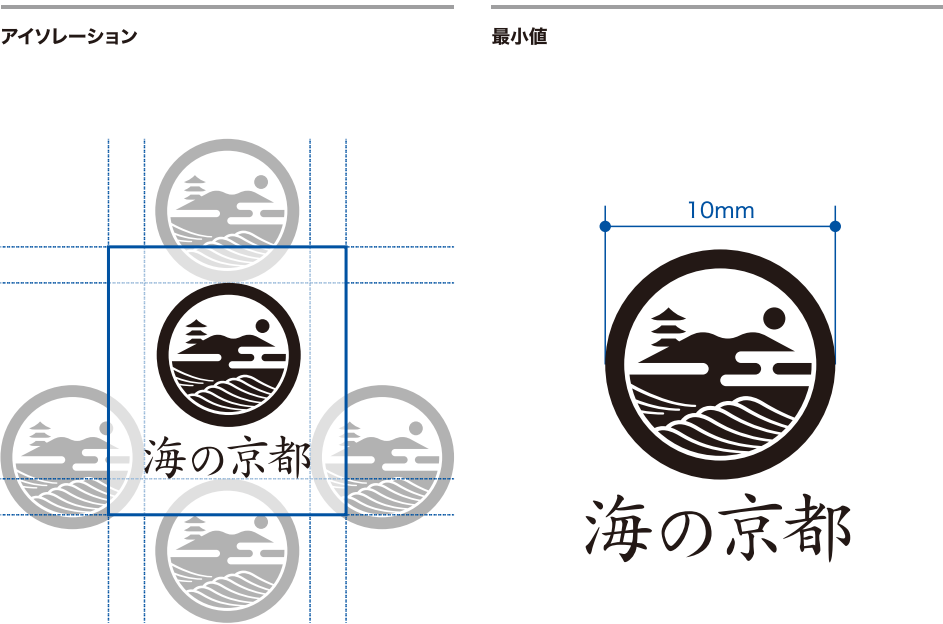
海の京都ロゴマークは、視認性と独立性の確保のために、アイソレーション（文字や図形などの要素を配置してはいけない不可侵領域）と最小値について規定しています。

アイソレーションの規定

- 周囲にシンボルマークの直径 1/4 以上のスペースを確保する。
- このスペースの内側には、文字や図形などを表記しない。

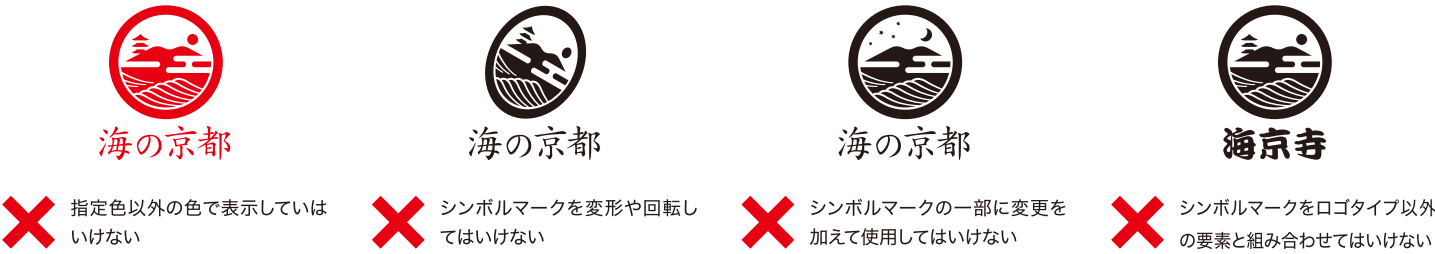
最小値の規定

- 通常は、シンボルマークの直径 10mm を最小値とし、これ以上のサイズで使用する。



NG例

ここで示す事例は海の京都ロゴマークの間違った使い方です。規程を遵守し正しく表示してください。



海の京都ロゴマークの視認性を配慮し、背景色や表記位置を選んでください。

アイソレーションを守ってください。

